



# 全職員の 「育休」を応援します!



職員厚生課 大藤さん

## 先輩パパの声

「職場の皆様のご理解、ご協力をいただき、1か月間の育児休業を取得しました。

第1子ということもあり、育児に対する不安もありましたが、育休中に一通りのお世話はこなせるようになりました。

産後、休む暇なく育児に励む妻に改めて感謝するきっかけにもなり、家族にとってもかけがえのない時間となりました。」

## 必見!

## パパママ応援手帳

「仕事」と「子育て」の両立に役立つ  
休暇制度や給付・手当の概要、  
各種手続きの方法について  
詳しく紹介しています。  
ぜひご活用ください!

## 育休中の収入は?

育休中は給与が無給となりますが、  
育児休業手当金(※)が支給され、  
共済組合の掛金(保険料)が免除されます。

1回の休業が1か月以内なら、  
期末・勤勉手当の減額対象にはなりません。  
(1か月を超える育休取得も可能です!)

※育休の取得日数に応じて支給割合が異なります。  
180日まで:給与の約7割、180日以降:5割



先輩パパの体験談  
(厚労省HP)



パパママ応援手帳  
(郡山市HP)



2022年10月~条例改正  
育休がさらに  
取得しやすくなりました!